同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3　［略］

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第九十九条　銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、当該金庫の子法人等（金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者を除く。次条第二項第二号及び第百一条の二において同じ。）とする。

［号を削る。］

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第百条　［略］

2　前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一　当該金庫について第九十七条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　当該金庫の子法人等について第九十七条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

［3・4　略］

（銀行法第十三条第一項及び第二項の規定を適用しない信用の供与等の相手方）

第百一条の二　銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者とは、当該金庫又は当該金庫の子法人等をいう。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の一部改正）

第二条　労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）	（労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条　［項を削る。］	**第二条**　［1］　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第九十六条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。 2　新規則第九十六条第二項及び第四項の規定は、労働金庫又は労働金庫連合会（以下この項において「金庫」と総称する。）の清算機関（金庫（当該金庫以外の金庫を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関又はこれらに準ずる外国の機関（当該機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組み
［項を削る。］	［条を加える。］